

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年6月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500045号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500018号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月13日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月13日

年金事務所からお知らせ文書が届き、A社に勤務していた期間の賞与の記録が無いことが分かった。請求期間に賞与が支給されていたと思うので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与に係る支給控除一覧表から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の支給控除一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨陳述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500012号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500007号

第1 結論

昭和60年7月から昭和61年3月までの請求期間及び同年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年7月から昭和61年3月まで
② 昭和61年4月から同年10月まで

国民年金の加入手続について、昭和55年に、妻がA県B市役所の窓口で行った。

国民年金保険料の納付について、国民年金に加入の当初から、妻が、毎月、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を納付していた。また、請求期間①及び②当時、一人分の月額保険料は、8,000円から9,000円ぐらいだったと記憶している。

請求期間①及び②は免除及び未納と記録されているが、当時は、仕事も安定して収入も十分にあり、国民年金保険料、税金その他全ての支払いについて遅れることなく支払っていたので、調査の上、当該期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年9月に国民年金に加入して以降、請求者の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に、毎月、納付していたと主張しているところ、社会保険オンライン記録によると、請求者について、同年4月以降の期間において請求期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無い。

しかしながら、請求期間①について、請求者夫婦に係るB市の昭和60年度収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表を見ると、請求者夫婦共に、請求期間①に係る国民年金保険料の納付を免除されていたことが記録されている。

また、請求期間②について、請求者夫婦に係るB市の昭和61年度収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表を見ると、請求者夫婦共に、請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていた記録が見当たらない上、請求者夫婦に係る同市の国民年金被保険者名簿には、いずれにも昭和61年度に行われた国民年金保険料免除申請が却下されたことを示す事跡「申免却下61.9」が残されており、請求期間①に係る前述の記録を含むこれら記録と、請求期間①及び②に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に、毎月、納付したとする請求者の妻の陳述は符合しない。

このほか、請求者の妻が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500013号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500008号

第1 結論

昭和60年1月から昭和61年3月までの請求期間及び同年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年1月から昭和61年3月まで
② 昭和61年4月から同年10月まで

私は、結婚を機に会社を退職した昭和55年9月頃に、A県B市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料の納付については、請求期間①及び②を含め、私が、毎月、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を納付しており、当該期間当時の一人分の月額保険料は、8,000円から9,000円ぐらいだったと記憶している。

請求期間①及び②は、免除及び未納と記録されているが、当時は夫の仕事も安定して収入も十分にあり、国民年金保険料、税金その他全ての支払いについて遅れることなく支払っていたので、調査の上、当該期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年9月に国民年金に加入して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に、毎月、納付していたと主張しているところ、社会保険オンライン記録によると、請求者について、請求期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無い。

しかしながら、請求期間①について、請求者夫婦に係るB市の昭和59年度収滞納一覧表及び昭和60年度収滞納一覧表並びに国民年金過年度収滞納一覧表を見ると、請求者については請求期間①に係る国民年金保険料の納付を、請求者の夫については昭和60年7月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料の納付をそれぞれ免除されていたことが記録されている。

また、請求期間②について、請求者夫婦に係るB市の昭和61年度収滞納一覧表及び国民年金過年度収滞納一覧表を見ると、請求者夫婦に共に、請求期間②に係る国民年金保険料が納付されていた記録が見当たらない上、請求者夫婦に係る同市の国民年金被保険者名簿には、いずれにも昭和61年度に行われた国民年金保険料免除申請が却下されたことを示す事跡「申免却下 61.9」が残されており、請求期間①に係る前述の記録を含むこれら記録と、請求期間①及び②に係る夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に、毎月、納付したとする請求者の陳述は符合しない。

このほか、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことがうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500117号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500009号

第1 結論

平成3年10月から平成4年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月から平成4年8月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続について、私は、初めて就職した会社を退職することを両親に話したところ、父から、退職後は自分で国民年金と国民健康保険に加入して保険料を納付するように言われたので、会社を退職後すぐの平成3年10月に、A県B市役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料について、加入当初の1か月又は2か月は、B市役所から郵送された納付書に現金を添えて、同市役所又は自宅近くの金融機関で納付し、その後は、国民健康保険料と一緒に口座振替により納付していたように思う。

また、記憶は正しくないかもしれないが、請求期間当時の国民年金保険料は月額1万3,500円ほどで、国民健康保険料と合わせて2万円ほどであった記憶がある。

請求期間について、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金について、請求者は、平成3年10月にB市役所において加入手続を行い、国民年金保険料は、同市役所又は金融機関の窓口及び口座振替で納付したと主張している。

しかしながら、請求期間当時に国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者について国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらず、請求者は、請求期間当時には国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間のうちの一部の期間について国民年金保険料を口座振替で納付したかもしれない旨陳述しているところ、当該口座振替を行っていたとされる金融機関は、対象期間が古いため出入金記録等のデータ照合ができない旨回答しており、請求者の主張を裏付ける事情は確認することができない。

さらに、請求者は、記憶は正しくないかもしれないが、請求期間に係る国民年金保険料額について月額1万3,500円ほどであると陳述しているが、請求期間の実際の国民年金保険料は、請求者が記憶している保険料額と相違している。

加えて、請求者が請求期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500003号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月頃から昭和38年11月23日まで

厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者資格の取得年月日が昭和38年11月23日となっているが、同社には、請求期間前から勤務していた同僚の紹介により、昭和36年10月頃に入社したことを覚えているので、請求期間について被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある元従業員及び請求者の夫の陳述並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録から判断すると、入社時期は特定できないものの、請求者は、請求期間のうち、一部の期間について、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、オンライン記録において、昭和62年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の清算人は、「A社は、既に25、26年前に廃業しており、請求期間当時の資料も保存していないため、何も分からない。事業主も高齢であり、回答ができない。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料控除等について事業主等に確認することができない。

また、請求者は、A社への入社を紹介してくれた者を含む同社の先輩を4人覚えているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該4人の同社の被保険者資格の取得年月日は、最も早い者でも請求者が主張する自身の入社日より約半年後以降の昭和37年5月1日、他の3人はいずれも請求者の資格取得年月日と同日の昭和38年11月23日となっている上、当該4人とは別に請求者を覚えていると回答した者の資格取得年月日も、同人の記憶する入社日より1年以上後の日となっており、同社の複数の従業員について、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が一致しない状況がうかがえる。

さらに、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が一致しない前述の5人のうち、1人は、「入社後、試用期間を経て、正社員になってから厚生年金保険に加入した。」旨回答しており、残る4人は、いずれも厚生年金保険が入社時から控除されていたか否かは分からないとしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500006号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年11月20日から平成元年4月1日まで

私は、A社の社長から、厚生年金保険に加入すると約束され同社に入社した。入社当初から、厚生年金保険料、雇用保険料及び税金を給与から控除されており、手取りで月30万円を受け取っていた。請求期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年4月1日であり、請求期間は同社が適用事業所となる前の期間である上、オンライン記録によると、同社の請求期間当時の事業主及び当該事業主の妻は共に、同日付けで同社における厚生年金保険被保険者資格を取得しており、請求期間は、国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

また、B社は、「請求期間当時の事業主は死亡しており、資料も残っておらず、当時のことは不明である。」旨回答している上、当該事業主の妻は、「私は請求期間当時から取締役であるが、給与計算や社会保険手続等は亡くなった夫が一人で行っていたので私には分からない。」旨陳述している。

さらに、請求者から提出された預金通帳を見ると、請求期間中の昭和62年8月24日にA社から28万6,290円が振り込まれているものの、当該預金通帳の記録からは厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500052号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月7日

A社に勤務していた方の賞与記録を訂正した旨のお知らせ文書が年金事務所から届き、私の記録についても確認したところ、同社から支給された平成15年から平成18年までの計6回の賞与記録が無いことが分かった。

当該6回の賞与のうち、賞与明細書を保管していた5回の賞与については記録が訂正されたが、請求期間の平成17年7月7日に支給された賞与については明細書を保管していないため訂正されなかった。

しかし、請求期間についても、前年及び翌年と同額程度の賞与が支給されていたと思うので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿によると、A社は既に破産しており、破産時の元事業主に照会したが回答がない上、同社の破産管財人は、同社に係る貸金台帳等の関連資料を保管していないと回答しており、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から、平成17年分給与所得の源泉徴収票及び平成17年分の給与に係る支給明細書12枚が提出されているところ、当該源泉徴収票に記載されている支払金額は、当該各月の支給明細書に記載されている総支給額(非課税の通勤手当を除く。)の年間合計額と一致する上、源泉徴収票の社会保険料等の金額についても、各月の支給明細書に記載されている社会保険料控除額(健康保険欄、厚生年金欄、厚生基金欄、雇用保険欄及び介護保険欄)の年間合計額と一致する。

さらに、B銀行C支店から提出された請求者に係る平成17年7月の「取引推移一覧表」を見ると、A社からの振込みは、25日付けの給与以外に確認できない。

このほか、請求期間において、請求者に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500096号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500002号

第1 結論

昭和33年7月1日から昭和41年3月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年7月1日から昭和41年3月1日まで

支給済期間 : ① 昭和33年7月1日から同年8月26日まで
② 昭和36年9月15日から昭和41年3月1日まで

年金記録で騒ぎ出した平成17年頃に脱退手当金支給済記録に気付き、役所に行ったが相手にしてもらえなかった。最近、入院することになり、年金が少ないので少しでも年金が増えればと思って調査してもらうことにした。

A社を退職したのは、B業を始めるためであり、実際に開業したのは退職後1年くらいしてからだった。脱退手当金支給の記録がある昭和43年5月頃は、同社近くのC市でB業を一人で営み、歩いて30分程度の自宅に母と二人の妹の4人で住んでいた。

オンライン記録によると、請求期間は脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金の言葉すら知らなかったので請求するはずがなく受け取った記憶も無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、脱退手当金支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を取り消し、別の番号により管理されていた脱退手当金支給済期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号へ一つにする処理(重複取消)が、訂正請求に係る脱退手当金支給決定日である昭和43年5月23日の約40日前の昭和43年4月11日付けで行われているところ、脱退手当金の支給決定に当たっては、支給対象期間が異なる厚生年金保険被保険者記号番号により記録されていた場合、異なる番号を重複整理することとされていたことを踏まえると、事業所を退職した約2年1か月後の請求者に係る昭和43年4月11日付けの重複取消は、脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然である。

また、請求者の支給済期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。